



感染症週報



2026年(令和8年) 第33週 (8/10 ~ 8/16) 定点把握対象疾患について

三宅島 感染症の報告はありません

御蔵島 感染症の報告はありません

(三宅管内感染症発生動向調査より集計)



東京都の注目される定点把握対象疾患 [東京都感染症週報 第32週]

- ・手足口病の定点当たり報告数は3.71で、前週(5.92)より減少していますが、警報レベルは続いています。
 - ・インフルエンザの定点当たり報告数は0.84で、先週(0.72)より増加しています。
- 流行開始の目安となる定点当たり報告数1.0を、6保健所が超えています。

島しょの情報(11島の医療機関からの報告) [第33週 (8/10 ~ 8/16)]

- ・各島の感染状況は、落ち着いています。

NEWS 「安全な水」を支える見えない感染症対策

私たちは毎日、蛇口をひねれば安全な水を使うことができます。しかし、この「当たり前」は、水道法に基づく水質管理、衛生管理によって支えられています。水道法では、供給される水が、病原生物に汚染されていないことや、水質基準を満たすことが定められており、水道事業者には定期的な水質検査や塩素消毒の実施が義務付けられています。



普段は意識することが少ないかもしれませんが、水道事業者は安全な水道水を届けるため、定期的な水質検査や施設の維持管理を行っています。また、保健所も水質管理や衛生対策の状況を確認し、その安全性を支えています。「安全な水」の背景には、こうした見えない取り組みがあります。

感染症対策というと手洗いや消毒を思い浮かべますが、それらの対策も、安全な水があってこそ十分な効果を発揮します。島での暮らしを支えるライフラインの一つである水道は、日々の生活を支えるだけでなく、感染症の発生を未然に防ぐ重要な役割も担っています。この機会に、私たちの健康を支える「水」の大切さについて考えてみてはいかがでしょうか。



水道水質基準(東京都水道局)

(編集・発行) 東京都島しょ保健所 三宅出張所

電話 04994-2-0181 FAX 04994-2-1009

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/tousyo/miyake/>



参考: 水質に関するトピック(東京都水道局)、水道法(厚生労働省)

島しょ保健所三宅出張所管内 感染症発生動向調査

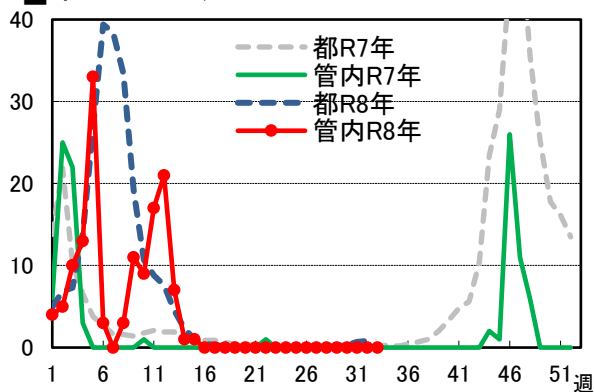
三宅出張所管内 定点把握対象疾患報告数

令和8(2026)年	第 33 週						令和8年 8/10 ~ 8/16	
疾病名 (小児科定点及びインフルエンザ /COVID-19定点)	令和8(2026)年						令和8 (2026)年 累計	東京都 定点あたり 32 週
	28 週	29 週	30 週	31 週	32 週	33週		
RSウイルス感染症							0 (0)	0.63
咽頭結膜熱			1 (0)				1 (0)	0.16
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎			1 (0)				2 (0)	0.73
感染性胃腸炎							12 (6)	3.85
水 痘							0 (0)	0.18
手 足 口 病							0 (0)	3.71
伝染性紅斑							0 (0)	0.03
突発性発しん							1 (0)	0.29
ヘルパンギーナ							0 (0)	1.04
流行性耳下腺炎				1 (0)			1 (0)	0.05
MCLS(川崎病)							0 (0)	0.04
不明発しん症							0 (0)	0.10
インフルエンザ							138 (22)	0.84
新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)							5 (4)	0.45

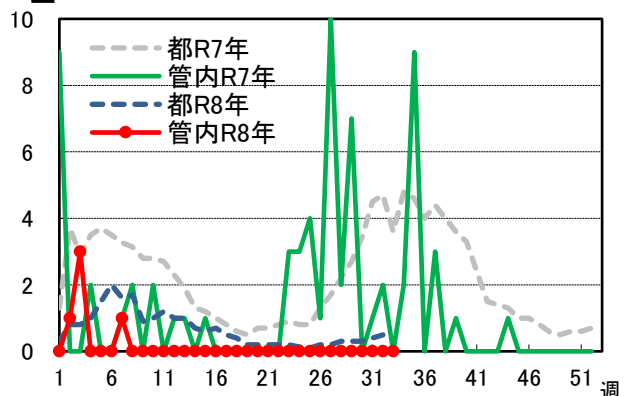
※カッコ内:御蔵島報告数の再掲

【三宅管内】患者報告数推移グラフ(管内とは三宅・御蔵両島の発生数計都は定点あたり発生数)

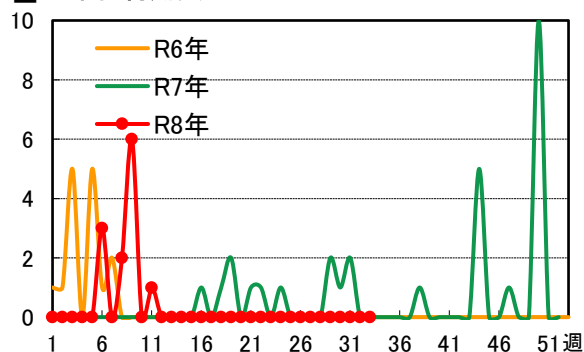
■ インフルエンザ



■ 新型コロナウイルス感染症



■ 感染性胃腸炎



※5類感染症は、感染症発生動向調査を通じ皆さまに情報提供をすることにより、
感染症の発生および、まん延・拡大を防止することが目的です。